

京都市訓令甲第 32 号

府 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市統計事務規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第2条第1号を次のように改める。

(1) 統計調査 次に掲げる調査をいう。

ア 統計法第2条第5項に規定する統計調査で本市が行うものその他調査対象に

申告若しくは報告又は資料の提出を求めて行う調査

イ 集計、統計表の作成等を直接の目的とせずに作成された業務に関する書類又は

資料を用いて行う調査

第2条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

第10条中「総合企画局情報化推進室情報統計課」を「総合企画局情報化推進室」に

改める。

別表総合企画局政策推進室の項から理財局財務部主計課の項までを次のように改める。

環境政策局環境企画部環境総務課	庶務係長
行財政局総務部総務課	企画調査係長
総合企画局政策企画室	庶務係長

別表環境局環境企画部環境総務課の項を削り、同表産業観光局商工部経済企画課の項を次のように改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室情報統計課)